

選 択 約 款 (小型空調契約)

2 0 2 3 年 1 1 月 1 日

岡 山 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 料金および延滞利息の支払方法	3
10. 単位料金の調整	3
11. 名義の変更	4
12. 契約の変更または解約	4
13. その他	4

付 則

1. 実施の期日	5
2. この選択約款の揭示	5

(別 表)

1. 適用区分	6
2. 料金および消費税等相当額の算定方法	6
3. 料 金 表（その他期）（消費税等相当額を含みます）	7
4. 料 金 表（冬期）（消費税等相当額を含みます）	9

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kW以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「冬期」とは、12月から3月までをいい、「その他期」とは、4月から11月までをいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器をご使用になり、小型空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置される場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社にお申し込みしていただきます。
- (3) 適用開始日は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始された場合は、ガスの使用開始日を料金の適用開始の日といたします。
 - ② 当社とその他の契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日を適用開始日といたします。
- (4) 当社は、本契約の解約または一般ガス供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変

更の場合はこの限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日および解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント

(1 円未満の端数切り捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表 2 (4) のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

79,220円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9235 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0822 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には、相互に契約を解約できるものいたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2023年11月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、本社・営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用区分

- 料金表A その他期の使用量が0立方メートルから81立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B その他期の使用量が81立方メートルを超え、2,044立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C その他期の使用量が2,044立方メートルを超える場合に適用いたします。
- 料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから81立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期の使用量が81立方メートルを超え、2,044立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が2,044立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

ては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

３．料 金 表（その他期）（消費税等相当額を含みます）

（１）料金表Ａ

① 基本料金

１か月につき	１，３２０．００円
--------	-----------

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１２８．０６円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、１０の規定により算出した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 基本料金

1 か月につき	2, 2 0 0 . 0 0 円
---------	------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 7 . 3 0 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

① 基本料金

1 か月につき	3 3, 0 0 0 . 0 0 円
---------	--------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 2 . 2 3 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料 金 表（冬期）（消費税等相当額を含みます）

（1）料金表D

① 基本料金

1 か月につき	1, 3 2 0 . 0 0 円
---------	------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 4 . 9 3 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（2）料金表E

① 基本料金

1 か月につき	2, 2 0 0 . 0 0 円
---------	------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 4 . 1 6 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表F

① 基本料金

1 か月につき	3 3, 0 0 0 . 0 0 円
---------	--------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 9 . 1 0 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。